



債務承認弁済契約証書

(以下、「甲」という。)と (以下、「乙」という。)とは、
下記のとおり債務承認弁済契約を締結した。

第 1 条 (乙の債務承認 慰謝料、探偵調査費用を含む)

乙は甲に対し、乙の事業の資金繰りや、事故、鞆の紛失など虚偽の内容を申し述べ、
金、 円を借用した事実があり、これに伴い支出した被害総合計金額、
慰謝料相当額 総額 円の支払の義務があることを確認した。

第 2 条 (債務確認および支払方法)

乙は甲に対し、前条に基づく金、 円の支払の義務があることを確認し、
これを次のとおり支払う。

- 金 _____ 円については、本日限り支払う (甲はこれを受領した。)
ものとし、残金 _____ 円については、毎月 _____ 円
の _____ 回払いとし、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日を第一回として、以後
毎月末日までに、甲の住所地に持参または甲の指定する金融機関
(_____ 銀行 _____ 支店) の甲名義の口座
(普通預金口座 _____) に振込送金して支払う。
- 毎月 _____ 円の _____ 回払いとし、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日を
第一回として、以後毎月末日までに、甲の住所地に持参または甲の指定する
金融機関 (_____ 銀行 _____ 支店) の甲名義の口座
(普通預金口座 _____) に振込送金して支払う。

第 3 条 (遅延損害金)

乙の甲に対する前条の支払いが 1 回でも遅れた場合には、当然に期限の利益を失い、
乙は甲に対して、その時点での残金の合計金額にその時点から年 10% の割合による
遅延損害金を付加して、これを直ちに支払うものとする。

第 4 条 (連帯保証)

連帯保証人 _____ は、本契約によって乙が甲に対して負担する一
切の債務について乙の保証人となり、乙と連帯してその履行の責めに任ずべきことを
約諾した。

第 5 条 (債権債務の不存在)

甲及び乙は、本件に関しては上記各条項ですべて解決済であり、上記に定めるもの
の他一切の債権債務の存在しないことを相互に確認した。

第 6 条（公正証書の作成）

甲及び乙は本契約書に基づき直ちに公正証書を作成する事に合意する。

乙が甲に支払いをしない場合、乙は直ちに強制執行を受けても異議なく、公正証書に強制執行認諾条項を入れる事を承諾する。

第 7 条（費用負担）

本契約締結に関する費用及び前条の公正証書を作成する場合の費用は、いずれも乙の負担とする。

また、本契約締結の後、何らの報告も無く無断で転勤、転居、失踪などによりかかった探偵調査費用についても、いずれも当然に乙の負担とすることとする。

第 8 条（合意管轄）

本契約から発生する一切の紛争の第一審の管轄裁判所を、甲の住所地を管轄する裁判所とする。

上記のとおり合意したので、契約の遵守を誓約し、本書 3 通を作成し、甲・乙並びに連帯保証人は署名・捺印の上、各 1 通宛保有する。

平成 年 月 日

（甲） 住所

（債権者） 氏名 _____ 印

（乙） 住所

（債務者） 氏名 _____ 印

住所

（連帯保証人） 氏名 _____ 印